

証券コード 6939

2007年3月12日

株主各位

千葉県館山市山本1580番地
ユー・エム・シー・ジャパン株式会社
代表取締役社長 温 清 章

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2007年3月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2007年3月27日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 千葉県館山市山本1580番地
当社 第3事務棟1階 多目的室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項 第24期（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umc.j.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨を定めるため、第4条（機関）を新設するとともに、会計監査人に関して第6章を新設するものであります。
- (2) 会社法第939条の規定に従い、株主の皆様の利便性の向上と公告掲載費用の軽減を図ることを目的として、当社の公告方法を日本経済新聞紙への掲載から電子公告にて行う方法に変更するため、現行定款第4条に所要の変更を行い、第5条（公告方法）とするものであります。
- (3) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 会社法第310条第5項及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第63条第5項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第12条に所要の変更を行い、第14条（議決権の代理行使）とするものであります。
- (5) 会社法施行規則第94条第1項及び第133条第3項並びに「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第161条第4項及び第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類を、インターネットを利用する方法で開示することで株主の皆様に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性の向上と株主総会運営の合理化を目的として、第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、また、独立性の高い有能な人材を招聘することができるようにするため、現行定款第30条に所要の変更を行い、第40条（監査役の実任免除）とするものであります。

上記の変更に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び条項等の調整を行うなど規定の整備を図るものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞紙に掲載してする。</p> <p>第2章 株式及び端株 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、360万株とする。 ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>[新設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、360万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株</u>につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿、<u>端株原簿</u>及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求、株券喪失登録、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求、株券喪失登録、その他の株式及び端株に関する諸手続き及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿</u>管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する<u>扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>当社は、前項のほか必要のあるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者及び端株主とみなすことがある。</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第10条</u> 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>[新設]</p> <p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会の招集は取締役社長がこれを行い、株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>[削除]</p> <p>(招集の時期)</p> <p><u>第11条</u> 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の招集は、取締役社長がこれを行い、株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第12条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は委任状を当会社に差し出さねばならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、議決権を有する他の株主1名を代理としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に差し出さねばならない。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決する。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(株主総会の議事録) 第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>(取締役の員数) 第14条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法) 第15条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>[第23条へ移設]</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[第17条より移設]</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第18条 取締役会に関する事項については、法令、定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から、会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行第18条のとおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第27条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から、会社を代表する取締役を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により相談役及び顧問を選任し、かつその報酬を定めることができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任につき、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>当社は、<u>監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第29条 (現行第22条のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 当社の監査役及び監査役補欠者は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発行するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>監査役会に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>[削除]</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の残存期間</u>と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会はその決議により常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 監査役会に関する事項については、法令、定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>
<p>(報酬) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は毎年1月1日より12月31日までとし、12月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎年決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第33条 取締役会の決議により、毎年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当金という)をすることができる。</p>	<p>第6章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任方法</u>)</p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日より12月31日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第45条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金又は中間配当金</u>については、当社がその支払いを開始した日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>付則 (経過措置)</p> <p>第1条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。但し、既に発行されている転換社債の全部転換または全部償還が行われた場合には、本条を削除するものとする。</u></p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>[削除]</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者李 光興氏、黄 清苑氏は、社外取締役の候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
1	温 清 章 (フランク・チン・ウエン) (1950年5月7日生)	1992年1月 ウインボンド・エレクトロニクス社 バイス・プレジデント 兼 工場長 1996年11月 ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント 1997年12月 ユナイテッド・シリコン社社長 2000年3月 当社取締役 2001年6月 ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション取締役（現任） 2004年3月 当社顧問 2005年3月 当社取締役（現任）	－ 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
2	宣 明 智 (1952年2月26日生)	1977年10月 工研院電子工業研 究所(台湾)市場 部マネージャー 1982年2月 ユナイテッド・マ イクロエレクトロ ニクス・コーポ レーション副社長 1991年8月 同社社長 1997年12月 ユー・エム・シー グループ国内オペ レーションCEO 1999年1月 当社取締役(現 任) 2000年5月 ユナイテッド・マ イクロエレクトロ ニクス・コーポ レーション会長 2001年6月 同社副会長 2002年4月 同社CEO 2003年1月 シリコン・インテ グレートッド・シ ステムズ・コーポ レーション会長 (現任)	一 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
3	李 光 興 (1960年8月1日生)	<p>1999年10月 ユナイテッド・マ イクロエレクトロ ニクス・コーポ レーション アジ ア・セールス・ア ンド・マーケティ ング・ディビジョ ン シニア・デ パートメント・マ ネージャー</p> <p>2002年1月 同社 アジア・ セールス・アン ド・マーケティ ング・ディビジョ ン デビュー・ ディビジョン・ダ イレクター</p> <p>2002年3月 同社 アジア・ セールス・アン ド・カスタマー・ エンジニアリン グ・ディビジョ ン ディビジョン・ ダイレクター</p>	一 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
4	黄 清 苑 (1949年9月7日生)	1993年7月 大和証券(株)台北代 表 1994年6月 (株)大和総研 台北 支所所長 1995年6月 ユナイテッド・マ イクロエレクトロ ニクス・コーポ レーション取締役 1999年1月 当社取締役 2000年6月 (株)大和総研 取締 役 兼 台北支所 所長 2001年3月 当社監査役 2001年11月 大和証券エスエム ビーシー(株) 参与 2004年6月 ユナイテッド・マ イクロエレクトロ ニクス・コーポ レーション監査役 2005年4月 大和証券エスエム ビーシー(株) 執行 役員 2006年3月 当社取締役 (現 任)	一 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の 数
5	菅原 寿二 (1947年9月24日生)	1973年4月 協同電子技術研究 所(株) 1978年7月 日本テキサス・イ ンスツルメンツ (株) 1998年4月 当社(日鉄セミコ ンダクター (株)) 参与 カ スタマー・エンジ ニアリング部長 1998年6月 当社取締役 1998年12月 当社技術開発部ダ イレクター 2000年4月 当社品質保証部門 オフィサー 2001年8月 当社オフィサー (現任) 営業第5 部ジェネラル マ ネージャー 2002年10月 当社営業第1部 ジェネラル マ ネージャー 2003年3月 当社取締役(現 任) 2003年6月 当社カスタマー サービス部ジェネ ラル マネー ジャー(現任)	920株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
6	金田 敏明 (1956年10月24日生)	1990年1月 当社（（株）エヌ・エム・ビーセミコンダクター）プロダクション・アンド・デリバリー管理部次長 1994年4月 当社（日鉄セミコンダクター（株））製品調整室長 1999年1月 当社生産管理部長 2000年6月 当社製造部長 2001年3月 当社総務部長 2001年7月 当社購買部長 2003年6月 当社製造部長 2004年5月 当社オフィサー（現任）	5株

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

2006年4月15日付をもって監査役を辞任された鈴木峰孝氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木 峰 孝	2002年3月 当社監査役 2006年4月 当社監査役退任

以上

[メ 毛]

[メ 毛]

[メ 毛]